

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	資料番号	担当課
	根拠条項	消防防災安全課
武器等製造法	第19条第1項	許認可等の内容 獵銃等の販売事業の許可

○武器等製造法

(販売の事業の許可)

第十九条 獵銃等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、その販売する獵銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、獵銃等製造事業者がその製造に係る獵銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りでない。

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可の基準)

第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 (略)

二 当該武器の保管のための設備が経済産業省令で定める要件を備えること。

三、四 (略)

五 申請者が次に掲げる事由に該当しないこと。

イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ 第十五条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消しの日から三年を経過しない者

ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者

ニ 心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2 経済産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

○火薬類取締法施行規則

(法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者)

第七条の二 法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により武器の製造の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(販売事業の許可申請)

第十九条 法第十九条第一項の規定により獵銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の獵銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(保管の要件)

第二十条 法第十七条第二項および第十九条第二項において準用する法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左のとおりとする。

一 管理上支障がない場所にあること。

二 左のイまたはロに該当するものであること。

イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であつて、確実に施錠できる錠を備えているもの

ロ くさり等によつて獵銃等を堅固に固定しうる設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

三 保管する獵銃等の数量に応じた収容能力を有すること。

四 容易に持ち運びできること。

五 非常の際外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の附近に当該装置を備えている場合は、この限りでない。